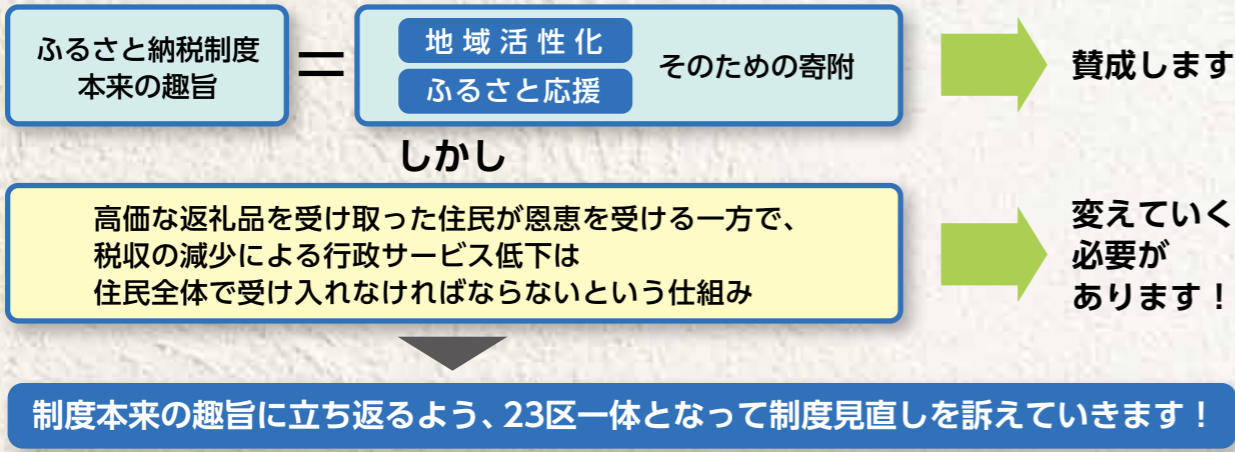


ふるさと納税に対する世田谷区の考え方



世田谷区の取組み

■世田谷を応援していただくために

● PRの充実、利便性向上

- ⇒さまざまな機会を通して区の取組みをお知らせするとともに、世田谷区への「ふるさと納税」を呼びかけます。
- ⇒「ふるさとチョイス」を通じたクレジットカード決済も利用できます。

● 魅力発信

- ⇒区の魅力や取組みを知っていただくため、活用事例のご案内などをお送りしています。3万円以上寄附していただいた方には、事業の体験など、新たな記念品もご用意しています。

ふるさとチョイス

検索

【記念品例】



▲区内障害者施設の自主生産品

▲世田谷美術館オリジナルグッズ

● 目的や使い道の明確化

- ⇒8つの基金の目的と使い道を明確にするとともに、活用事例のご案内などにより概要をお知らせします。また、クラウドファンディングの活用も検討しています。(29年度中の導入に向けて検討)

●●●●●●●●●● 寄附の手続きについて ●●●●●●●●●●

以下の4つの方法からお選びください。

1. クレジットカード決済による寄附(手数料無料)

「ふるさとチョイス世田谷区のページ」からお申し込みください。
 ご自宅のパソコンからいつでも簡単に、お申し込みから納付までインターネット経由で手続きが完了します。

2. 現金持参による寄附(手数料無料)

区役所の各基金担当課窓口までお越しください(事前にご連絡いただくと、お手続きがスムーズです)。

3. 納付書払いによる寄附(手数料無料)

各基金担当課へ、電話またはファクシミリでご連絡ください。
 寄附申出書と納付書を郵送しますので、申出書をご返送の上、指定の金融機関窓口で納付してください。

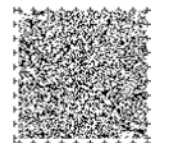
4. ATM・ネットバンキングによる寄附(手数料有料)

総務課へお問い合わせください。
 口座情報をお伝えするとともに、寄附申出書を郵送します。
 申出書をご返送の上、お振込み手続きをお願いします。



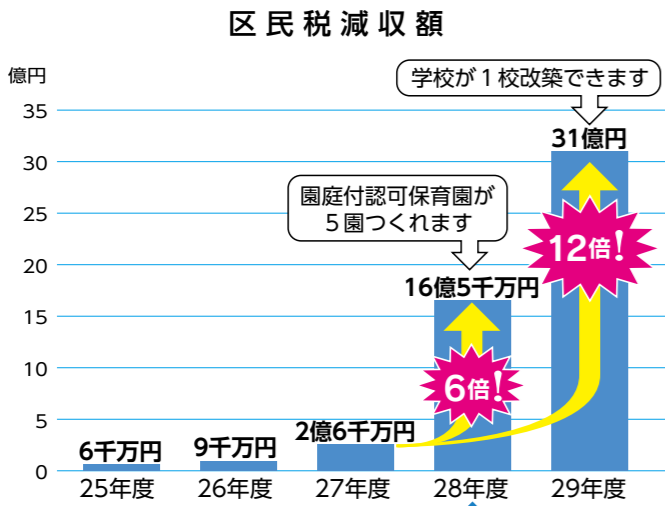
世田谷に「ふるさと納税」。

私たちの
 まち



ふるさと納税で区の財源が失われています

区民が他の自治体へふるさと納税すると、区の財源である税収が減ってしまいます。過熱する返礼品競争の影響などにより、本来、区に納められる住民税が他の自治体に流出しています。平成28年度は16億5千万円もの財源が失われています。



平成28年度の全国の減収額
※数値引用元：総務省HP

順位	自治体名	減収額
1	横浜市	約32億円
2	名古屋市	約19億円
3	大阪市	約17億円
4	世田谷区	約16億円
5	港区	約15億円

実質的減収影響額は全国1位
上位3市は減収額の75%が地方交付税で補てんされますが、世田谷区や港区は補てんされません。従って、実質的減収影響額は全国で1位となります。

- 制度拡充
- 寄附金控除上限額の引き上げ《約2倍》
- ワンストップ特例創設
- 返礼品競争の過熱
- 民間インターネットサイトの普及 など

このまま減収額が拡大していくと…

区の行政サービスに影響が出る恐れがあります!

寄附で支えあうまちづくりにご協力ください

～世田谷区は寄附文化の醸成を目指しています～

ふるさと納税ってなんですか？

ふるさとや地方団体のさまざまな取組みを応援する気持ちを寄附という形で表す仕組みで、平成20年度に創設されました。「納税」ということばが付いていますが、実際には都道府県、市区町村への寄附のことです。

自分の選んだ自治体にふるさと納税を行った場合、その金額のうち2,000円を超える部分は、税金の控除対象となります。
※一定の上限があります

区民も世田谷区にふるさと納税できるのかな？

はい、できます。世田谷区民の方が世田谷区に対してふるさと納税を行う場合も、税金の控除対象となります。

ふるさと納税すると何かもらえるのかしら？

寄附額にかかわらず、活用事例のご案内などをお送りします。また、3万円以上寄附していただいた方には、新たに記念品を贈呈しています。

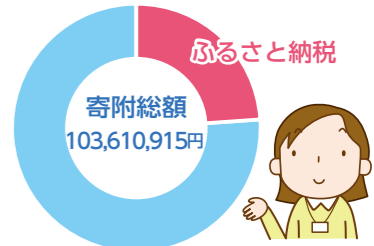
記念品ってなんですか？

世田谷を知っていただき、区の取組みを応援していただくため、区の施策に関する品物や事業等の体験をご用意しています。※寄附金額に応じて記念品を選べるものではありません。

ありがとうございます

平成28年度は、世田谷区に405件、103,610,915円の寄附をいただきました。

そのうちの211件、24,709,548円がふるさと納税です。



目的に応じた寄附先を選べます

区では、みなさまの寄附をご指定の「基金」に積み立て、さまざまな取組みを行っています。

8つの基金に限定せずに寄附を行うこともできます

区政全般のために

28年度実績 354,000円

総務課
☎5432-2062
☎5432-3000

子どもや子育て支援のために
子ども基金

28年度実績 1,091,505円

区民団体が実施する親子で楽しめるイベントやワークショップの開催などへの助成

子ども家庭課
☎5432-2569
☎5432-3081

学校教育のために
義務教育施設整備基金

28年度実績 170,000円

区立小中学校の校舎・体育館・プールの改築など

教育総務課
☎5432-2652
☎5432-3028

だれもがスポーツに親しむために
スポーツ推進基金

※29年3月創設

スポーツ施設の整備やスポーツ・レクリエーション活動への支援など

スポーツ推進課
☎5432-2742
☎5432-3080

姉妹都市交流や地域の国際化推進のために
国際平和交流基金

28年度実績 1,300円

区民団体が実施する国際協力イベント・講演等への助成など

国際課
☎5432-2070
☎5432-3005

文化・芸術の振興のために
文化振興基金

28年度実績 192,748円

地域で文化振興に取り組む団体や若手アーティストの支援

文化・芸術振興課
☎5432-2124
☎5432-3005

みどりを守り増やすために
みどりのトラスト基金

28年度実績 750,592円

公園緑地用地の取得や神明の森みつ池特別保護区等の保全など

みどり政策課
☎5432-2281
☎5432-3083

福祉や地域福祉活動のために
地域保健福祉等推進基金

28年度実績 76,628,811円

福祉団体・施設での車いす・福祉車両等の購入の助成など

保健福祉部計画調整課
☎5432-2292 ☎5432-3017
地域課題等に区と協働して取り組む市民活動への支援
市民活動・生涯現役推進課
☎5432-2234 ☎5432-3005

児童養護施設等を巣立つ若者の進学を支えるために
児童養護施設退所者等奨学基金

28年度実績 24,421,959円

児童養護施設等を巣立つ若者の大学等の学費の一部として給付

若者支援担当課
☎5432-2585
☎5432-3050